

伊勢市公共下水道工事共通仕様書

平成 26 年 4 月（改訂）

伊勢市

第1章 共通編

- 1－1 適用
- 1－2 設計図書の照査等
- 1－3 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等
- 1－4 建設副産物
- 1－5 完成図書の作成
- 1－6 品質証明
- 1－7 施工管理
- 1－8 安全管理
- 1－9 排出ガス対策型建設機械
- 1－10 沈下測量
- 1－11 地下埋設物
- 1－12 工事看板等の計画
- 1－13 水質汚濁防止
- 1－14 地域住民への周知
- 1－15 基準点等
- 1－16 土砂運搬等車両について

第2章 管きよ工

- 2－1 管布設
- 2－2 可とう継手
- 2－3 埋設標識テープ
- 2－4 圧送管
- 2－5 砂基礎
- 2－6 止水プラグについて

第3章 マンホール工

- 3－1 材料
- 3－2 マンホール蓋耐荷重
- 3－3 スリップ防止対策
- 3－4 組立マンホール
- 3－5 副管工
- 3－6 小型マンホール工

第4章 取付管及びます工

- 4-1 材料
- 4-2 公共污水ます
- 4-3 公共污水ます設置申請に伴う位置確認等
- 4-4 取付管布設
- 4-5 埋設標識テープ
- 4-6 宅地内の復旧
- 4-7 公共污水ます等設置票

第5章 付帯工

- 5-1 道路復旧
- 5-2 試掘工

第6章 工事損害補償等

- 6-1 一般事項
- 6-2 事前調査
- 6-3 成果品
- 6-4 井戸調査

第7章 その他

- 7-1 検査
- 7-2 見積参考資料
- 7-3 積算条件について
- 7-4 任意となる項目

第1章 共通編

1－1 適用

1. 本仕様書は、伊勢市（以下「発注者」という）が発注する公共下水道工事に適用する。また、本仕様書に記載の内容以外のものについては、「三重県公共工事共通仕様書」（以下「共仕」という）によるものとする。なお、「共仕」の「三重県」は「伊勢市」と読みかえるものとする。
2. 契約図書及び特記仕様書に記載された事項は、それを優先する。
3. 数量等の取りまとめは国土交通省制定の「土木工事数量算出要領」に基づき行うものとする。
4. 構造図については「伊勢市公共下水道工事標準構造図集(汚水)」を適用するものとする。ただし、設計図書に図面がある場合は、それを優先する。
5. 本仕様書により難い場合は、別途監督員と協議を行わなければならない。

1－2 設計図書の照査等

1. 発注者は契約後、設計図書のほかに、施工に必要な応力計算書を受注者に貸与するものとする。また、受注者は応力計算結果が異なっていた場合には、監督員にその事実を確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

1－3 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等

1. 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等を必要とするものは、「共仕」第1編1－1－22によるほか、表1－5－1のとおりとする。

表1－5－1

種別	細別	確認時期	確認事項	確認の程度	備考
管基礎工	砂基礎	埋戻前	幅	1回/100m	
補助地盤改良工	薬液注入	注入完了時	効果確認	注入箇所毎	色素判別法による

2. 表1－5－1以外でも監督員が必要とした場合は検査（確認を含む）及び立会い等を行うものとする。

1－4 建設副産物

1. 受注者は、産業廃棄物管理票に記載された内容の一覧表を提出しなければならない。

1－5 完成図書の作成

1. 完成図書について表1－7－1の規格・数量の作成しなければならない。

表1－7－1

種 別	規 格	部 数	適 用	備 考
完成図	A3	1	電子データとも	CALS 様式 A
共仕1-1-46に示す図書	A4	1		
公共汚水ます設置票	A4	1	電子データとも	CALS 様式 B

2. 受注者は、工事写真の原本を電子媒体で提出する場合には、工事着手前に別途指示する管理項目について、デジタル写真管理情報基準（案）に規定する「デジタル工事写真電子納品 ツリー図」（別表1）に準じて CD-ROM 等に保存し、監督員の確認を受けなければならない。

1－6 品質証明

1. 受注者は下記に示す品質確認を行わなければならない。なお、品質確認内容等を所定の書式に記入し、検査時に監督員に提出しなければならない。

監督員は品質管理が客観的みて行われていないと思われる場合は、資料の提出を求めることができる。

- 1) 「共仕」品質管理基準に示す品質確認内容
- 2) 「共仕」第1編 第2章 第2節 表2－1 「指定材料の品質確認一覧」に示す内容の写真等による品質確認
- 3) 監督員と協議し対象となった内容

受注者は、品質確認の実施にあたり、品質確認の時期及び内容等を「共仕」第1編1－1－5 施工計画書の第1項（15）その他に記載しなければならない。

1－7 施工管理

1. 施工管理については「共仕」「品質管理基準及び規格値」の必須項目のほか、表1－9－1に指定する試験を行わなければならない。

なお、試験費用については受注者負担とする。

表1－9－1

工種	種別	試験項目	適用
管渠材料	管渠材料	締固めた土のコーン指数試験	当初及び土質の変化時に実施
		地盤材料の工学的分類	
		土の含水比試験	
		土の粒度試験	
		土の液性限界・塑性限界試験	
管布設工	施工	現場密度試験	指定路線については、「耐震指針」に基づき締固め度は90%以上とし、試験は延長100m毎に管理することとし、位置及び頻度は次のとおりとする。 ・試験位置 埋戻深の1/2程度の位置とする。 ・試験頻度 1回(3試料)以上 また、資料採取位置については、測定位付近で縦断方向に3試料を測定することとする。その他は「共仕」のとおり

1－8 安全管理

1. 受注者は、次の事項を参考に降雨・降雪及び大雨・洪水、その他災害（以下「災害等」という）に対応するための計画を作成し、施工計画書へ記載しなければならない。

1) 防災体制（現場巡視体制及び人員配置計画など）

2) 工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に必要な臨機措置

2. 受注者は、常に天気予報等に注意を払い、「災害等」が予測される場合には、前項で計画した防災体制及び臨機措置を速やかに取らなければならない。また、「災害等」が発生した場合には、速やかに工事現場を見回り被災防止に努めるとともに現場状況を監督員に報告しなければならない。

3. 既設管きょ及びマンホール内は酸素欠乏症等が発生し得る危険場所であるため、立ち入る場合は受注者の責任において、酸素濃度及び硫化水素濃度の測定・換気等の酸素欠乏症等防止措置を行い、有資格者を配置しなければならない。

1－9 排出ガス対策型建設機械

1. 「共仕」第1編1－1－3 7に示す建設機械が以下の理由により調達することが出来ない場合は、受注者が1)、2)、3)、4)を証明する書類を提出し、監督員と協議しなければならない。
 - 1) 市内及び近隣市町にあるリース業者に排出ガス対策型建設機械の在庫がない。
 - 2) メーカー販売店から排出ガス対策型建設機械を調達するのに大幅な時間がかかる。
 - 3) 市内及び近隣市町にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械の在庫がない。
 - 4) メーカー販売店から排出ガス浄化装置を装着した建設機械を調達するのに大幅な時間がかかる。

1－10 沈下測量

1. 工事期間中、沈下測量を次のとおり実施し、その結果を速やかに監督員に報告しなければならない。

範囲：推進路線上（地上） 測定方法：水準測量による

測量位置及び間隔：20mごと及び地下埋設物管理者との協議箇所

測定頻度：掘進前	：1回
掘進中	：毎日
掘進完了後1ヶ月間	：毎日
掘進完了後1ヶ月後から2ヶ月間	：週1回
掘進完了後3ヶ月後から3ヶ月間	：月1回

2. 上記以外にも地下埋設物管理者より指示があった場合には、それに従わなければならぬ。

1－11 地下埋設物

1. 受注者は、各地下埋設物管理者と必ず事前協議及び立会いを行い、協議事項を厳守のうえ施工しなければならない。

1－12 工事看板等の計画

1. 工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画図を添付するものとする。

1－1－3 水質汚濁防止

- 受注者は施工に伴い発生する水質汚濁については、水質汚濁の抑制に努めるものとする。
なお、水質汚濁防止対策が別途必要となる場合は監督員と協議するものとする。

1－1－4 地域住民への周知

- 受注者は工事期間中を通して工事内容を地元住民及び通行人等関係者に説明し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な処置を講じなければならない。また、市の主催する工事説明会等に協力しなければならない。

1－1－5 基準点等

- 工事に伴い、基準点等に近接して作業を行う場合は監督員に報告しなければならない。
また、工事の支障となり撤去復旧を行う場合は、「公共測量作業規定」に基づかなければならぬ。

1－1－6 土砂運搬等車両について

- 受注者は工事期間中を通して土砂、アスファルト合材等の運搬に使用するダンプトラック及び生コンクリートの運搬に使用するアジテータ車等の車両は、以下に示す表示板を作成し車両前後で安全に支障がない場所へ掲示して運行しなければならない。

市下水〇〇

車両の前面及び側面に貼り付け

番号は監督員が指示する

第2章 管きよ工

2-1 管布設

1. 管布設時の仮固定材は、基礎材を十分に締め固めた後、撤去しなければならない。

2-2 可とう継手

1. 可とう継手は、耐震レベル2対応型とするものとする。

2-3 埋設標識テープ[¶]

1. 埋設標識テープの設置位置は管頂から50cm上とする。
2. 埋設標識テープの寸法及び生地色は表2-3-1のとおりとする。

表2-3-1

寸 法	生 地 色	
厚 0.18mm 幅 150mm	下水道	茶

3. 埋設標識テープの表示文字は表2-3-2のとおりとする。

表2-3-2

種 別	色	記 載 内 容
下水道	白	 伊勢市下水道管あり注意 (6 cm×6 cm) 伊勢市の立会いを求めてください (3 cm×3 cm)

2-4 圧送管

1. 圧送管路については、凹凸を少なくなるように施工しなければならない。また、曲り部には、離脱防止金具等を施し、抜け防止構造としなければならない。
2. 圧送管路については管布設後、管路水圧試験を行わなければならない。試験方法は、水道指針に準拠するものとする。

2－5 砂基礎

1. 土留材引抜き後、砂基礎の充填を行い充分締固めなければならない。また、土留材引抜き後の基礎厚を設計どおり確保しなければならない。

2－6 止水プラグについて

1. 管きょに止水プラグを設置及び撤去する際は必ず監督員と協議を行うものとし、工事打合簿に「位置」、「箇所数」がわかるものを添付し、監督員に提出しなければならない。また、止水プラグには受注者名を記入しなければならない。

第3章 マンホール工

3-1 材料

1. 工事に使用する材料は、「共仕」第8編1-7-2)によるほか、表3-1-1のとおりとし、仕様は伊勢市型下水道用マンホール蓋仕様書によるものとする。

表3-1-1

部 署	名 称	規 格	デザイン
旧伊勢市	鋳鉄製マンホール蓋	標準蓋 ϕ 600 T-25/T-14 親子蓋 ϕ 600-900 T25/T-14	オカゲマイリ
旧小俣町			桜
旧二見町		小口径蓋 ϕ 300 T-25/T-14 防護蓋 ϕ 300 T-25/T-14	夫婦岩
旧御園村			(み)

2. 小口径蓋及び防護蓋のデザインは市章入りの標準模様でも可とする。

3-2 マンホール蓋耐荷重

1. 工事に使用するマンホール蓋耐荷重は設計図書の縦断図のとおりとする。

3-3 スリップ防止対策

1. 工事に使用するスリップ防止対策形マンホールは設計図書の縦断図のとおりとする。

3-4 組立マンホール

1. マンホール蓋の調整モルタルは、無収縮モルタルとする。

2. マンホール深が2.0mを超えるマンホールについては、転落防止梯子を設置しなければならない。

3－5 副管工

1. 内副管で使用する振止め固定バンドは、1m間隔で設置することとし、1m以下について
は、1箇所以上で固定しなければならない。

3－6 小型マンホール工

1. マンホール蓋の調整モルタルは、無収縮モルタルとする。

第4章 取付管及びます工

4-1 材料

- 取付管に使用する材料は、「共仕」第8編1-9-2)によるほか、表4-1-1のとおりとする。

表4-1-1

名 称	規 格	備 考
支管	レベル2対応型	

4-2 公共污水ます

- 公共污水ます(以下「ます」)の設置は「伊勢市公共污水ます等設置要綱」によるものとする。
- ます蓋は、原則として塩ビ製の市章入り鎖つきとし、蓋耐荷重はT-2とする。また、色はグレーとする。
- 傾斜地にますを設置する場合は、傾斜対応型の蓋を使用するものとする。
- ますの立ち上がり部に縫手箇所を設けてはならない。
- ます深さの決定にあたっては、市が提供するます算出根拠資料のほか、土地及び家屋の形状を測量し、決定しなければならない。また、室内配管の勾配は2%で計算し、適切な深さのますを決定しなければならない。

4-3 公共污水ます設置申請に伴う位置確認等

- ます設置の対象となる箇所は、原則として工事路線の沿道に当たる家屋等とし、監督員と事前に協議を行い確認しなければならない。
- 発注者は前項における対象箇所へ事前に「公共污水ます等設置申請書」(以下「申請書」という。)を送付しておくものとし、返送された申請書は写しを作成するものとする。受注者は、設置位置確認に必要となる申請書の原本を発注者より借用するものとし、工事完成時に必ず返却しなければならない。
- 未提出の申請書については受注者が各戸を訪問し回収を行わなければならない。
- 受注者は回収した申請書を、速やかに監督員に提出しなければならない。監督員は提出を受けた申請書の写しを作成するものとし、受注者は申請書の原本を発注者より借用するものとする。

5. 申請書において市の案に同意した場合であっても、施工前に設置位置の確認を申請者に行ってから施工しなければならない。また、施工にあたっては、時期や施工方法等について申請者に十分説明を行わなければならない。
6. 設置位置確認の立会いが完了したら申請書の白地部分に「月日、設置位置を確認しました。」と記入し、立会い者に日付と署名をもらわなければならない。
7. 申請者から設置位置の相談を受けた場合は、宅内の状況を把握し、設置位置を提案するなど助言を行い対応しなければならない。ただし、受注者が伊勢市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という）でない場合は、指定工事店に助言等の対応を依頼しなければならない。
8. 現場内に居住していない申請者については、監督員と協議し対応するものとする。
9. 拒否、設置位置の決定が困難（2箇所設置要望を含む）となった場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
10. 管止め施工を行う場合は、監督員と協議しなければならない。
11. 個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益の侵害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の条例を遵守しなければならない。また、業務が完了した時点で、借用した全ての資料は発注者に返却し、写し等は残してはならない。

4－4 取付管布設

1. 取付管の道路部における最小土被りについては、70cmとする。
2. 支管取付位置については、管頂120°の間に取り付けなければならない。
3. 穿孔間隔は支管φ150mm以下のとき70cm以上確保しなければならない。

4－5 埋設標識テープ

1. 埋設標識テープの設置位置は管頂から30cm上とする。
2. 埋設標識テープの寸法及び生地色は「第2章管きょ工 表2－3－1」のとおりとする。
3. 埋設標識テープの表示文字は「第2章管きょ工 表2－3－2」のとおりとする。

4－6 宅地内の復旧

1. 取付管及びます設置後、宅地内は原形どおり復旧しなければならない。

4－7 公共污水ます等設置票

1. 工事完了時に公共污水ます等設置票を監督員に提出しなければならない。なお、設置票は普通紙へ印刷するものとし、電子データも提出しなければならない。

第5章 付帯工

5－1 道路復旧

1. 道路舗装を撤去した箇所は、設計図書の条件明示に従い復旧しなければならない。
2. 区画線を撤去した箇所は、即日仮復旧しなければならない。
3. 道路本復旧時において、道路構造については、伊勢市道路の構造の技術的基準を定める条例に基づくものとする。なお、現場状況等により施行条件が異なった場合は、監督員に報告し、道路管理者と協議しなければならない。

5－2 試掘工

1. 試掘は、監督員の承諾を得てから工事に着手しなければならない。また、着手前に各地下埋設物管理者と協議を行わなければならない。
2. 試掘にあたっては、各地下埋設物管理者の立会い及び指示に従って速やかに施工しなければならない。
3. 埋設物を露出したときは直ちに監督員に通知確認の上、埋設位置がわかるように写真撮影をしなければならない。また、地下埋設物の種類・材質・位置・深さ及び構造等それらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

第6章 工事損害補償等

6－1 一般事項

1. 工事損害補償とは、契約書の条項第28条（第三者に及ぼした損害）に規定する、工事に起因して第三者に及ぼした損害の補償をいう。
2. 受注者は、施工にあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため、最善の努力を払い、適切な処置を講じなければならない。
3. 受注者は、第三者に及ぼした被害に関する補償事務の処理にあたって、伊勢市上下水道部が作成した「下水道事業に係る補償マニュアル」に沿って、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
4. 受注者は、住民の理解と協力を得るよう努め、連絡上の利便を図るため、「下水道施工前の家屋調査の実施について（お願い）」等の文書を事前調査の対象となったすべての世帯に必ず配布し、調査内容について説明を行わなければならない。なお、文書は配布前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6－2 事前調査

1. 受注者は、家屋調査を委託する調査会社が決定したときは、速やかに「家屋調査を委託する調査会社届」を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、「家屋調査を委託する調査会社届」を提出した後、調査の実施計画書を作成し、監督員と事前調査の打合せを行わなければならない。
3. 受注者は、工事の規模、工法及び付近の地盤等を勘案して事前調査の範囲を定め、監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、施工にあたり、「三重県業務委託共通仕様書（工損調査共通仕様書）」にしたがって、事前調査を行わなければならない。なお、身分証明書は着胸することとし、市より貸与する腕章を着用しなければならない。
5. 受注者は、事前調査完了後直ちに所定の様式により報告書を作成し、監督員に提出するとともに、施工にあたって被害の防止等、特別に注意する必要がある物件については、個別に監督員に報告しなければならない。

6－3 成果品

1. 成果品は正1部（原本・原紙・原図）、電子データ（CD-R）1部を提出するものとする。
2. 電子データの提出にあたっては、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル（案）（平成 21 年 11 月）」を準拠するものとする。
3. 工損調査における写真撮影は、カラーフィルムに加え、改ざん防止メディア対応デジタルカメラ及び改ざん防止メディアを使用することができる。

6－4 井戸調査

1. 施工箇所周辺の井戸について、施工前に聞き取り調査を行い、井戸があった場合には表 6－4－1 に示す項目について水質試験を実施しなければならない。なお、聞き取り調査及び水質試験については「三重県業務委託共通仕様書（工損調査共通仕様書）」に基づいて行い、その結果を事前調査完了後直ちに、監督員に提出しなければならない。

表 6－4－1

試験項目	
一般細菌	臭気
大腸菌	色度
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	濁度
塩化物イオン	鉄及びその化合物
有機物（過マンガン酸カリウム消費量）	マンガン及びその化合物
pH 値	塩分濃度
味	

第7章 その他

7-1 検査

1. 受注者は工事完了までに発注者が別途委託する管内TV調査による発注者の検査を受けなければならない。不良箇所が発見された場合、その原因と対策を報告し、指示があった場合には速やかに手直しをしなければならない。また、管内TV調査の施工前までに、管内の洗浄を行わなければならない。なお、監督員は受注者に別途発注する管内TV調査の業務名、工期、受注者を報告するものとし、受注者は管内TV調査の実施に協力しなければならない。
2. 管内TV調査の判定基準は、別紙2のとおりである。

7-2 見積参考資料

1. 見積参考資料については、「共仕」第1編1-1-2によるものとし、記載内容に関する事項は質問することができない。
2. 設計図書にある「施工単価表、運転単価表、単価表」は、見積参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。したがって請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件及び地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。なお、記載内容に関する事項は質問することができない。

7-3 積算条件について

1. 設計図書の特記仕様書に示す積算条件は、参考資料であり受注者を拘束するものではない。したがって請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。なお、記載内容に関する事項は質問することができない。

7-4 任意となる項目

1. 設計図書にある次に示す項目は任意とし、請負契約上の拘束力を生じるものではない。
受注者は、施工条件及び地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

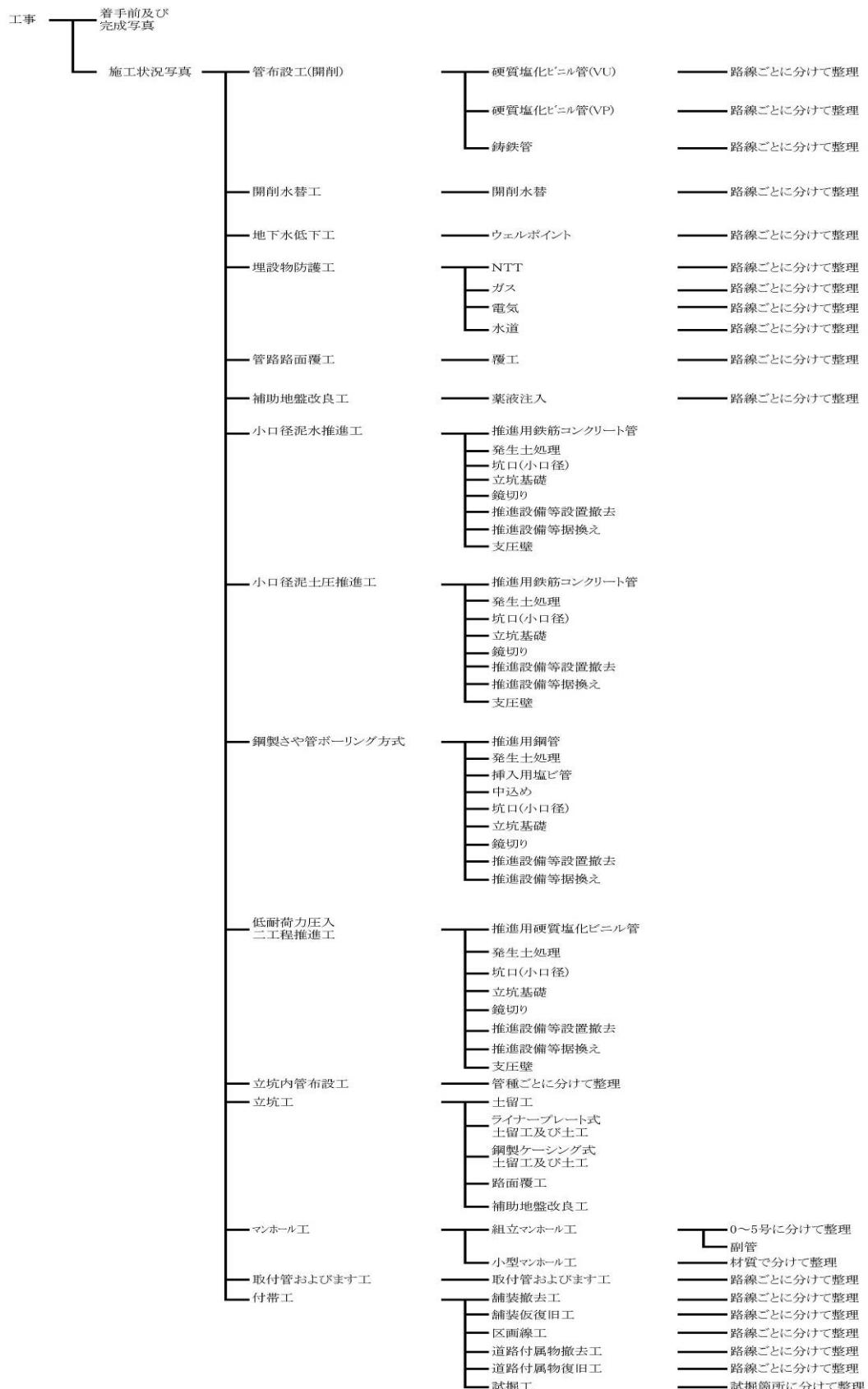
レベル3項目

- 1) 管路土工
- 2) 管路土留工
- 3) 埋設物防護工
- 4) 管路路面覆工
- 5) 補助地盤改良工
- 6) 開削水替工
- 7) 地下水位低下工

(別表 1)

デジタル工事写真電子納品 ツリー図

*その他については監督員と協議



判 定 基 準 (新規下水道管)

異常内容	A	B	C
破損	欠落・陥没	全体に亀裂	—
クラック	幅1mm以上	幅1mm未満	—
継目ずれ (ヒューム管)	脱却	10mm以上	10mm未満
継目ずれ (陶管)	脱却	10mm以上	10mm未満
継目ずれ (塩ビ管)	脱却	10mm以上	10mm未満
パッキンずれ	円周の1/3以上 はみ出し	円周の1/3未満 はみ出し	—
たるみ	内径以上	内径の1/5以上	内径の1/5未満
土砂 モルタル付着	内径の1割以上 管路下部への付着	内径の1割未満	—
侵入水	流れている	にじんでいる	—
変形	内径の1/10以上	内径の1/20以上	内径の1/20未満
取付管の突出し	本管内径の1/10 以上	本管内径の1/10 未満	—
取付管の接合不良	接続部の開き 10mm以上～脱落	接続部の開き 10mm未満	—
腐食	鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
樹木根侵入	内径の1/10以上 閉塞	内径の1/10未満 閉塞	—
油脂の付着	内径の1/10以上 閉塞	内径の1/10未満 閉塞	—

※ Bランク以上は、手直しの対象とする。また、異常がない場合は、判定基準の対象外とする。